

「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の法制化を求める  
意見書

今、国民のこころは深刻な状況にある。平成10年から現在に至るまで毎年3万人を超える人々がみずからの命を絶っている。平成17年には300万人以上の人々が心療内科や精神科を受診し、今も増加傾向が続いている。横浜市でも、平成23年4月1日現在の精神疾患による自立支援医療受給者は4万4144人となっている。

平成23年7月6日厚生労働省は、これまで4大疾病と位置づけて重点的に対策に取り組んできたがん、脳卒中、心臓病、糖尿病に精神疾患を加え、5大疾病とする方針を決めたところであるが、こころの困難に対処すべき精神保健や医療政策は、重症化した精神疾患患者への対応である入院医療中心になされ、こころの困難への啓発や予防などの精神保健、早期発見・早期治療は現状では十分とは言えない。

医療法においては、精神科の医師・看護師の配置基準は精神科特例があるため一般科に比べて低く、重労働から就労環境が悪く、慢性的な人手不足の状態となっている。

また、長期の精神疾患患者の家族は特に精神健康上の困難が多く、家族への精神疾患・治療についての情報提供や実際的・情緒的な支援などがさらに望まれているところである。

よって、国におかれては、精神医療改革、精神保健改革、家族支援を軸とし、国民全てを対象とした、こころの健康についての総合的、長期的な政策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）」の制定を強く要望する。

ここに横浜市議会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年2月23日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣總理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣

）あて

横浜市議会議長

佐藤茂